

### 【アメリカ】連邦プライバシー協議会の設置

2016年2月9日、オバマ大統領は、「連邦プライバシー協議会」(Federal Privacy Council)を設置する大統領令第13719号を発令した。大統領令は、全5か条から成り、第1条は、プライバシー保護は民主主義を支える根幹であり、この問題について、連邦政府全体で効果的かつ効率的な政策の実施を確保する必要性がある、といった基本的な認識を示している。第2条は、行政管理予算局長が、プライバシー保護を担当する上級職員(以下「上級担当官」)の役割及び任命について、大統領令発令後120日以内に、連邦政府各機関に対し指針を示すことを定めている。第4条は、プライバシー保護に関する連邦政府機関の政策調整などを目的として、連邦プライバシー協議会を設置すること、同協議会は、行政管理予算局次長が議長を務め、上級担当官によって構成されることなどを定めている。なお、第4条は、同協議会の機能として、プライバシー保護をめぐる連邦政府の政策について、行政管理予算局に勧告を行うことなども定めている。(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-02-12/pdf/2016-03141.pdf>

### 【アメリカ】アフリカ諸国(サハラ以南)の電力供給問題

2016年2月8日、公法第114-121号「2015年アフリカ電力供給法」(Electrify Africa Act of 2015)が成立した。この法律は、全7か条から成り、サハラ以南のアフリカ諸国における電力供給問題について、米国が当該国や国際機関などと協力して改善していくことを定めたものである。第3条は、政策目標として、この地域において、2020年までに5千万人が電力利用可能となり、少なくとも2万メガワット分の追加的な電力供給を達成することなどを掲げている。第4条は、この地域における、貧困の低減や経済成長の促進を目的とした電力政策実施を支援するため、大統領が包括的な目標達成戦略を策定し、法成立後180日以内に、戦略の内容などについて連邦議会に報告することを定めている。また、第6条は、米国が加盟する国際機関に対し、この政策目標への関与と取組を奨励することなどを定め、第7条は、第4条に基づく戦略の進捗状況について、大統領が法成立から3年以内に連邦議会へ報告することを定めている。(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114s2152enr/pdf/BILLS-114s2152enr.pdf>

### 【アメリカ】国家サイバーセキュリティ強化委員会を設置する大統領令

深刻なサイバー危機のおそれがある場合の民間企業と政府機関との迅速な情報共有を実施するためのサイバーセキュリティ情報共有法(Div. N of P.L.114-113)が、2015年12月に成立したことを受け、安全保障だけでなく国民生活上必須となったサイバー空間のセキュリティをより強固にするため、オバマ大統領は2016年2月9日、オンライン上のID窃取、民間企業へのハッキング、連邦が保有する民間の個人情報の漏えいの防止等を目的とした「サイバーセキュリティ国家行動計画」を発表し、国家サイバーセキュリティ強化委員会を商務省内に設置する大統領令第13718号を発令した。委員会は、下院議長、両院与野党院内総務が推薦し、大統領が指名するサイバーセキュリティ、デジタル経済、法執行、IT技術等に関する知識・経験を持つ12名の委員から構成される。委員会は、今後10年間に行うべき官民におけるプライバシー保護、公衆安全、経済の安全の確保等についての勧告を、2016年12月1日までに大統領に提出する。(前・海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-bill/142>

### 【アメリカ】2015年司法救済法

1974年プライバシー法には、法執行目的で連邦政府に収集された自己の個人情報につき、米国民又は永住権者が連邦裁判所に対し、情報開示、(情報の誤りがある場合にはその)訂正等の訴えを提起できる規定がある。これを改正し、司法長官が、国務長官、国土安全保障長官及び財務長官と協議して「対象国」として指定した外国及び経済統合機関(EU等)の居住者にも、当該司法救済を拡大することとした2015年司法救済法が、2016年2月24日に制定された(P.L.114-126)。対象国は、法執行目的で共有する情報に対して適切なプライバシー保護を行う協定を米国と締結し、共有された当該情報に対して適切なプライバシー保護を講じていなければならない。この立法は、2013年以降発覚した米国政府による欧州各国首脳への盗聴や膨大な通信情報の収集等に対し不安を募らせたEU側が、2015年9月調印のEU・米国個人情報移送におけるデータ保護に関するアンブレラ協定(DPPA)発効の条件として、制定を強く求めていたものであった。(前・海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-bill/142>

### 【アメリカ】子どもの電子タバコ誤飲防止に関する法律

近年の電子タバコ利用の拡大に伴い、そのカートリッジに用いられるニコチン溶液の子どもによる誤飲事故が多発している。連邦議会は数年来、これに対応する立法を検討してきたが、2016年1月28日、2015年児童ニコチン中毒防止法が成立した(P.L.114-116)。これまでは、何らかの毒性を含む家庭用品等の「消費者製品」に関しては、毒物防止包装法と消費者製品安全法を所管する消費者製品安全委員会(CPSC)が規則を策定し、5歳未満の子どもによる開封が困難な包装を製品に対し義務付けてきた。電子タバコのカートリッジは、含有物が合成ニコチンの場合のみ消費者製品に該当し、これらの法の規制対象であったが、電子タバコのカートリッジのほとんどは「タバコ由来」のニコチン溶液であり、法令上はタバコ製品に該当するため連邦食品医薬品局(FDA)の規制対象であった。今回の立法では、タバコ由来か合成かを問わず、国内で販売・流通する電子タバコ用のニコチン溶液はCPSCが所管する消費者製品となった。(前・海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-bill/142>

### 【EU】テロリズムに対抗するための2002年枠組み決定に替わる指令案

欧州委員会は、2015年12月2日、テロに対抗するための指令案(COM(2015)625final)を発表した。この指令案は、2015年4月28日の「治安(Security)に関する欧州の行動計画」(COM(2015)185final)において2016年中に何らかの提案が予告されていたもので、テロ活動に関連する犯罪行為に係るEUの既存の法的枠組みを全面的に見直す内容である。具体的には、従来の対テロ政策の基本となってきた2002年の「枠組み決定」(2002/475/JHA)に置き換わるものであり、外国人テロ戦闘員に係る国連安保理決定(2178(2014))やテロ資金供与に係る国連の金融活動作業部会(FATF)の勧告等、近年合意された国際標準に準拠する規定を盛り込む。2002年枠組み決定で定義されるテロ行為に加えて、テロを目的とした渡航等が新たに犯罪行為として規定される。また、この指令案には、犯罪被害者の権利に係る指令(Directive2012/29/EU)の補完的位置づけとして、テロの被害者に必要な情報や医療サービスを提供する規定も盛り込まれた。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-15-6218\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-6218_en.htm)

### 【EU】第三国の公共調達市場開放に向けた規則案

欧州委員会は、2016年1月29日、EU域外国の公共調達市場開放の促進を目的とした国際公共調達規則案（COM(2016)34final）を発表した。公共調達に関わるEUの輸出額は100億ユーロ（EUのGDP0.08%に相当）であるが、第三国の自国経済保護のための措置がなければ、さらに120億ユーロの輸出が見込まれる。欧州委員会は2012年3月にも、公共調達市場においてEU企業に対して差別の疑いがある事例を欧州委員会が調査し、是正を求めることを可能にする規則案（COM(2012)124final）を出していたが、EU理事会及び欧州議会が調査対象の範囲や調査期間等に関して問題を指摘し、採択には至らなかった。今回の新規規則案は、2012年規則案を踏まえ、公共調達を行う組織の属する国が発展途上国である場合、入札希望者がEUの中小企業である場合等を例外として適用除外とすることで調査対象をより明確化し、また欧州委員会による調査期間については、9か月から8か月へ短縮するものである。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-16-178\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-178_en.htm)

### 【EU】学校給食における果物、野菜及び牛乳提供枠組み規則案

欧州議会は、2016年3月8日、健康的な食生活を促進することを目的とした学校給食における果物、野菜及び牛乳提供枠組み規則案（COM(2014)32final）に係るEU理事会との合意案を採択した。欧州では、果物、野菜及び牛乳について特に子どもに摂取不足の傾向が強く見られる一方、子どもの約4人に1人に当たる2000万人以上が肥満児であるとも言われている。この規則案は、こうした現状を改善するために提案されたもので、学校給食において果物等を子どもに提供するための予算を増額し、従来別々の枠組みに依拠していた果物・野菜の提供と牛乳の提供を当該規則案に一本化する内容である。合意案では、予算は2千万ユーロ増額され、果物及び野菜に1.5億ユーロ、牛乳に1億ユーロの総額2.5億ユーロを6歳から10歳までの子どもの人口等に応じて各加盟国に割り当てる内容となった。合意案は、この後、EU理事会の所定の手続きを経て正式に採択され、2017年8月1日から規則として適用される。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ [http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20160303IPR16931/20160303IPR16931\\_en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20160303IPR16931/20160303IPR16931_en.pdf)

### 【イギリス】ジョイント・エンタープライズ—30年越しの誤審

コモンローに定義されるジョイント・エンタープライズ（以下「JE」）とは、複数の人間が犯罪に関わり、その内誰かが特に重い罪を犯した場合に、他の関与者にも直接の違反者と同等の責任を問うことを可能とすることをいう。元々は決闘の取締りに用いられ、実際の決闘者だけでなく、立会人までも「人が殺されることを知りながら関与した」ことにより殺人罪に問うことを可能とした。近年ではこの法律はギャングの犯罪起訴に頻用され、暴行がエスカレートして殺人に発展した場合に、現場に居合わせたメンバー全員を等しく殺人罪で起訴する事例が多くみられる。しかし2016年2月18日最高裁判所は、過去30年以上にわたってJEが、共犯者が主犯の行為を「予見できたはず」という根拠で適用されてきたことが本来の趣旨を誤用したものであり、JEが成立するためには当該犯罪行為が起きることを共犯者が望んでいたことを証明しなければならないとする判決を下した。これにより再審申請が数多く出されることが予想される。

（前・海外立法情報課・岡久 慶）

・ <https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2015-0015-judgment.pdf>

### 【イギリス】企業法案—小企業支援の試み

企業法案は、2015年9月16日上院に提出され、2016年4月現在、下院の委員会審議を終えたばかりである。法案は規制緩和による雇用創出を目的に掲げ、主に次のような規定を盛り込んでいる。①小企業コミッショナーを設置して、深刻化している大企業の小企業に対する支払い遅れ（年間約5兆円といわれる）に関する紛争について、小企業側に助言又は援助を与える役割を付与する。②複数地域で事業を展開する企業が、全事業の規制を担当する地方自治体を選ぶことができる規制機関主担当制度を拡大し、地方自治体以外の規制分野に関連する国の規制機関が主担当となることを可能とする。③保守党がマニフェスト公約に掲げた、2020年までに300万の就労実習機会を創出する政策の一環として、公共機関に創出機会数の目標値を課すことを可能とする。また保険金について、④制定法にもコモンローにも支払期日に関する義務が明示されていないことを改め、保険契約ごとに合理的な期日を設定することを義務付ける。

（前・海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2015-16/enterprise.html>

### 【イギリス】組合法案—労働組合の統制を図る法律

組合法案は2015年7月15日にビジネス・イノベーション・技能省が下院に提出し、2016年4月、上院の報告段階にある。法案は労使関係の現代化を目標に掲げており、主要な規定として次のものを含んでいる。①従来労働組合がストライキを行うためには、投票者数の過半数を獲得することが必要であったが、今後はこれに加え、組合員総数の50%を超える投票率が必要であることとする。重要な公共サービス部門（保健、消防、初等・中等教育等）については、組合員総数の40%の賛成票が必要となる。②労働組合を通じて行われる政治献金は、従来組合員から自動的に徴収され、除外のためには自発的意思表明が必要であったが、これを自発的に意思表示しないと徴収されないというものに改める。②により年間13億4000万円相当の労働党の政治資金は8分の1近くにまで減ることが予想され、政府が導入予定の政党の議会活動費の19%削減と併せて、野党を弱体化させるという政治的意図が指摘されている。

（前・海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2015-16/tradeunion.html>

### 【フランス】食品の廃棄を削減するための諸施策

2016年2月、食品の無駄な廃棄、いわゆる「食品ロス」を削減するための法律が制定された。この内容は2015年8月の「グリーン化促進のためのエネルギーの移行に関する法律」に含まれていたが憲法院の審査により削除された経緯があり、この度単独の法律として再提案、制定された。まず、①食品ロスの予防、②廃棄・返品される食品の有効利用、③飼料としての再利用、④肥料としての再利用又はエネルギーへの変換という段階的な枠組みを設定し、各段階の関係者に具体化を求め、教育の場や社会においても食品ロスについて意識を高めるよう促す。このうち②に関する諸規定が主眼であり、400㎡以上の売場面積を持つ大規模又は中規模の食品販売店は、まだ賞味可能な食品を廃棄することが禁止され、法の施行から1年以内に、こうした食品を引き取り国内外に寄付を行う慈善団体と協約を締結しなければならない。また、品質ではなく包装の傷み等のため廃棄される食品についても、寄付による再流通が可能となる制度を整備する。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/2/11/2016-138/jo/texte>

### 【フランス】高齢化社会への対応

フランスは人口の高齢化が進んでおり、2015年現在、総人口約6600万人のうち60歳以上が約1600万人、さらに85歳以上の高齢者は140万人であり2050年には4倍に増加すると試算されている。こうした将来の状況に備えるため、2015年12月、「高齢化社会への対応に関する法律」が制定された。この法律は、非自立（要介護）高齢者の在宅での生活の援助、及び施策の財源整備が中心となっている。具体的には、在宅の高齢者自助手当（APA）の充実、介護を担う近親者の地位向上と支援、介護休暇制度の改善、医療費の自己負担分の減免、低収入高齢者に対するホームオートメーションシステムや監視システムの導入経費補助、介護に適した住宅・施設改築の経費補助と数値目標（2017年までに80,000戸）、高齢者の孤立防止のための地域活動の推進、国と地域における政策管理体制の整備、関連情報提供ポータルサイトの開設等が規定されている。財源は、自立連帯追加拠出金（CASA）から年約7億ユーロ（約880億円）を充当する。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/12/28/2015-1776/jo/texte>

### 【フランス】「長期失業者ゼロ地区」の試行

高い失業率に悩むフランスでは多様な雇用対策を実施しているが、2016年2月、1年以上の長期失業への対策のひとつとして、「長期失業を解消するための試行地区に関する法律」が制定された。この法律では、10の対象地区を特化し、そこに6か月以上居住し1年以上求職登録をしている失業者に職を提供して「長期失業者ゼロ地区」を試験的に実現する。試行期間を5年間とし、雇用形態はCDI（無期限雇用契約）相当、賃金はSMIC（スライド制最低賃金）以上とする。対象地区は都市部を避け、農村地帯又は都市郊外の自治体から参加を募集する。こうした地方には、補助を必要とする人々への援助、植栽管理作業等、民間企業が行わず公的・互助的な要員も不足している社会的に有用な活動が存在し、雇用の需要と供給のマッチングが可能なはずである、という考察に基づくが、既存の民業や地域活動と競合する業種は避ける。すでに5地区が参加の意思を表明しており、試行全体で1,000～1,500人の雇用創出を見込んでいる。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/2/29/2016-231/jo/texte>

### 【ドイツ】企業内弁護士の地位を定めるための弁護士法の改正

2014年、連邦社会裁判所は、企業内弁護士（法律事務所で雇用される弁護士を除く。）は雇用関係にあり、自由で独立した弁護士の職務を果たしていないため、弁護士法に定める弁護士の地位を有しないと判示し（B 5 RE13/14 R 等）、企業内弁護士に各種の不利益がもたらされる結果となった。そのため、弁護士法が改正され（BGBl. I 2015 S. 2517、一部を除き2016年1月1日施行）、企業内弁護士の固有の法律上の地位が定められた（第46条以下）。新しい規定によれば、企業内弁護士の職務は、独立して、自己責任に基づくものでなければならない。これら所定の要件を満たす者は、弁護士会により、企業内弁護士として許可される。企業内弁護士は、民事及び労働裁判において雇用主の代理人となることはできない。また、企業内弁護士は、刑事裁判において雇用主又は被用者の弁護人となることはできない。同時に刑事訴訟法が改正され、企業内弁護士の立場で知りえたことについて証言拒否権が適用されないことが定められた。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/5201, 6915.

### 【ドイツ】難民登録の改善

難民の登録は、従来、連邦移民難民庁や州の受入施設、警察といった複数の官庁が各々行っている。近年、難民が大量に流入して二重登録がしばしば見られたほか、登録を逃れて潜伏する難民も多いという問題があった。難民登録の状況を改善するために、外国人登録簿法等が改正された（BGBl. I S. 130, 一部を除き 2016 年 2 月 5 日施行）。従来、難民は、庇護申請の際に外国人登録簿に登録されていたが、外国人登録簿法の改正により、受入施設や警察等、最初に難民が接触した官庁の登録データも外国人登録簿に登録されることになった。これらのデータには指紋も含まれるため、照合により二重登録を防ぐことができるようになる。さらに、健康診断や予防接種を受けたか否か及び職業教育や資格に関する情報も登録される。また、庇護法の改正により、受入施設又は連邦移民難民庁の支部において、難民証明書が発行されることになった。今後は、難民証明書を保有しなければ、給付の申請や庇護申請を行うことができなくなる。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/7043, 7258.

### 【ドイツ】医療分野の電子化の促進

IC チップ付の電子健康保険証の試験的な導入は 2004 年に始まり、2011 年以降、電子健康保険証が全国の被保険者に対して順次送付された。2015 年以降は、通院の際に電子健康保険証を持参しなければならなくなり、紙の保険証は無効となった。医療分野の通信インフラを整備し、電子健康保険証の多様な利用を促進するために、公的医療保険法が改正された（BGBl. I S. 2408, 一部を除き 2015 年 12 月 29 日施行）。改正により、2018 年以降、電子健康保険証には、救急データ（アレルギー症状や病歴等）及び処方薬に関する情報の蓄積が可能となる。また、2018 年末までに、医師の所見、診断、治療措置等のデータを収める患者情報システムの要件が確認される。このシステムにより、患者は、当該システムの情報を他の医療機関で示すことができるようになる。ただし、これらの情報蓄積は、被保険者が希望する場合に限る。システム全体の開発及び運用を担うゲマティック社がスケジュールを遵守しない場合には、国庫補助が削減される。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/5293, 6905.

### 【ロシア】最高裁判所と仲裁裁判所の権限変更

2016 年 2 月 15 日連邦憲法第 2 号「連邦憲法「ロシア連邦仲裁裁判所について」第 43.4 条及び連邦憲法「ロシア連邦最高裁判所について」第 2 条の改正について」により、これまで一部不確定であった最高裁判所と仲裁裁判所の管轄権が明確化された。行政機関の定める法規への異議申立てに関する管轄権問題を解決するよう求めた 2015 年の憲法裁判所判決第 6 号に基づくものである。従来の連邦憲法「ロシア連邦最高裁判所について」では、大統領令や政令に対する異議申立ては最高裁判所が第一審を担当するとされていたが、今回の法改正により、行政機関その他の公的機関の命令等への異議申立ても最高裁判所が第一審を担当すると規定された。ただし、知的財産権に関する法規への異議申立ては、商業上の紛争等を管轄する仲裁裁判所が第一審の担当とされた。最高審についてはいずれの場合も全て最高裁判所が担当する。以上の改正は、連邦憲法第 2 号の公布から 30 日後に施行される。（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://rg.ru/2016/02/17/arbitrazh-dok.html>

### 【ロシア】カザフスタンからの軍用地租借に関する協定

2016年2月、ロシア政府は、カザフスタン政府と締結した軍用地の租借協定及び条約の改正を相次いで批准した。これら一連の協定により、ロシアがカザフスタン領内で租借している演習場や実験施設の一部が返還され、租借料が削減される。財政危機による国防費削減の一環と見られる。第1に、1995年に締結されたサリ・シャガン演習場等の軍用地租借に関する条約及び協定が改正され、ロシア国防省が現在使用していない不要軍用地が租借対象から外された。これに伴って、従来は年間1893万2000ドルであった租借料が、2016年以降は年間1627万6000ドルに削減された。第2に、ロシアがカザフスタン領内に設置している第929国家飛行試験センターについても関連の条約及び協定が改正され、敷地の一部返還と引換えに2016年以降の租借料が従来年間445万5400ドルから308万1000ドルへと削減された。

(海外立法情報課・小泉 悠)

- ・ <http://kremlin.ru/acts/news/51314/> ・ <http://kremlin.ru/acts/news/51336/> ・ <http://kremlin.ru/acts/news/51317/>
- ・ <http://kremlin.ru/acts/news/51320/>

### 【韓国】公共データの民間活用

近年、各国において、公共部門が保有する膨大な公共データを、二次利用が可能な「オープンデータ」として公開し、営利活動を含む幅広い民間活用を促す動きが進んでいる。韓国でも2013年7月、「公共データの提供及び利用活性化に関する法律」が制定され、公共データを積極的に公開し提供するための法的基盤が整備された。この動きをさらに推し進めるため、2016年1月6日、同法が改正され、新たに、①政府が公共データを活用した起業を促進し、起業者に必要な支援ができること、②公共機関の長は、個人、企業、団体等が公共データを活用し提供しているサービスと重複又は類似するサービスを開発・提供してはならないことが定められた。また、2015年12月29日、「公共交通の育成及び利用促進に関する法律」が改正され、国土交通部（部は省に相当）長官が、公共交通機関等が保有する交通ビッグデータ（料金支払用の交通カードから得られる膨大なデータ）を収集し一定の要件の下に提供できる根拠規定が新設された。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

- ・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_C1W5M1M1E2O7X1I4N1E8U4C3O9H4U9](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1W5M1M1E2O7X1I4N1E8U4C3O9H4U9)
- ・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_D1P5M1N1A1L7V1V4H1H5I4T0G3E1L5](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_D1P5M1N1A1L7V1V4H1H5I4T0G3E1L5)

### 【韓国】自転車利用の拡大に伴う法整備

2015年12月31日、①公共交通機関への自転車の持込み（輪行）時の利便性向上、②盗難対策の強化を骨子とした「自転車利用活性化に関する法律一部改正法律案」が国会本会議で可決され、2016年1月27日に公布された（同年7月28日施行）。法改正により、①について、国及び地方公共団体が公共交通機関の事業者に対し、車両に自転車固定装置を設置することを奨励し、かつ設置費用を支援できる条項が新設された。また、②について、基礎自治体の長が自転車に登録番号を付与し、防犯・識別用の番号プレート等を自転車に貼付できることが明記されるとともに、行政自治部（部は省に相当）長官（以下「長官」）が、自転車登録番号を統合管理するための情報システムを構築・運営できる条項が新設された。そのほか、長官に対し、自転車利用活性化策の策定のために、自転車道、自転車保有、公営レンタサイクル、放置自転車等の状況に関する事項を含んだ統計を定期的に作成し公表することが義務付けられた。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

- ・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_C1K5H1S1N2B7X1E4G2Y0L0Y4T6F2T2](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1K5H1S1N2B7X1E4G2Y0L0Y4T6F2T2)

### 【韓国】放送事業者による特定芸能人の出演阻止を禁止する規定

2015年12月22日、放送事業者が第三者（芸能事務所等）の要請により、特定の芸能人の放送プログラムへの出演を阻む行為を禁止することを目的とした改正放送法が公布・施行された。今回の法改正は、2013年7月、公正取引委員会が歌手グループJYJの芸能活動を妨害しないよう、かつての所属芸能事務所等に対し妨害行為禁止命令を下したにもかかわらず、事態が改善されていないことを受けた措置である。法改正により、放送事業者が第三者の要請により、放送プログラムに出演をしようとする者と第三者の間の仮処分決定、確定判決、調停、仲裁等の趣旨に反し、放送プログラム制作と関係のない事由により、放送プログラムに出演をしようとする者の出演を阻む行為を禁止するための規定（第85条の2第1項第8号、通称「JYJ法」）が新設された。違反した場合は、大統領の所轄の下にある放送通信委員会が当該放送事業者に対し、当該行為の中止等の是正措置を命じたり、売上額の2%以内の課徴金を課したりすることができる。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_D1X5B1J1F1F8L2D0B4R001M0L6J0Y7](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_D1X5B1J1F1F8L2D0B4R001M0L6J0Y7)

### 【韓国】韓国手話言語法の制定

韓国には約27万人の聴覚・言語障害者がおり（2014年末現在）、日常の意思疎通の手段として手話が用いられている。しかし、手話を用いる者に対する公的な支援体制は十分に整備されておらず、教育、就業等の様々な場面で不利益を被っている。2015年12月31日、手話の使用を権利として保障し、手話に係る支援の法的基盤を整備することを目的とした韓国手話言語法案が国会本会議で可決され、2016年2月3日に公布された（同年8月4日施行）。同法の制定により、①手話（韓国手話言語）の使用を理由にいかなる差別も受けず必要な情報の提供を受ける権利があるとする基本理念、②手話の地位（国語と同等）、③手話発展のための5年ごとの基本計画の策定・実施、④3年ごとの実態調査、⑤手話の保全・発展のための研究、⑥手話教育の環境整備、⑦手話の使用促進・普及、⑧公的な行事等における手話通訳の提供、⑨関連民間団体等の活動への支援等に係る事項が規定された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_J1W5P1T2G0F4J1P8L3X6C2Q0C7I4T3](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_J1W5P1T2G0F4J1P8L3X6C2Q0C7I4T3)

### 【中国】反家庭暴力法の制定

家庭内暴力の予防、対応措置及び被害者の安全確保等について定める反家庭暴力法が、2015年12月27日、第12期全国人民代表大会常務委員会（全人代常務委）第18回会議で可決され、同日公布された（2016年3月1日施行）。2015年8月に全人代常務委に提出された当初の法案は全35か条であったが（本誌265-2号（2015年11月）p.32参照）、その後大幅な修正を経て成立した法律は全38か条となり、条項の内容も拡充されている。①身体的な暴力以外に、日常的な罵倒や脅迫による精神的な被害も家庭内暴力に含める、②国には家庭内暴力を防止する責任がある、③被害者の意向を尊重し、そのプライバシーを保護しなければならない、④未成年者、高齢者、障害者、妊産婦、重病人への家庭内暴力には特に配慮しなければならない、⑤人身安全保護令は保護申請者の申請に基づき、取消し、変更または延長ができるものとする、⑥家族以外の同居者間の暴力行為もこの法律の対象とするなどの規定が含まれている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201602/20160200480299.shtml>



### 【中国】中医薬法案

中国の医療政策では、中国医学と呼ばれる伝統医学が重視されている。2014 年末現在、中国医学の医療機関は 3,732 か所、病床数は 75.5 万床、医師数は 39.8 万人、医薬品製造業者は 3,813 社、2014 年の医薬品総生産額は 7302 億元に上る。中国医学・医薬品（以下「中医薬」）について定める現行法規としては、2003 年施行の中医薬条例（全 39 か条）があるが、中医薬事業の一層の発展に向けて、更なる法整備が必要とされていた。2015 年 12 月、全国人民代表大会常務委員会に提出され、第 1 回審議が行われた中医薬法案（全 46 か条）には、総合的な中医薬サービス体系の構築、医師・医療機関・医薬品等の管理強化、医薬品の研究開発の推進、人材育成、財政支援等に関する規定が盛り込まれている。法案への社会的関心も高く、審議後の意見公募では 13,290 人から計 32,487 件の意見が寄せられた。また、2016 年 2 月 22 日には、国務院が中医薬事業への取組の強化を定めた「中医薬発展戦略計画綱要（2016-2030 年）」を策定している。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ [http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2015-12/28/content\\_1957538.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2015-12/28/content_1957538.htm)

### 【台湾】国土計画法の制定

2015 年 12 月 18 日、国土計画法（全 47 か条）が立法院で可決された（2016 年 1 月 6 日公布、施行日は公布後 1 年以内に定める）。同法は、湿地保全法（2015 年 2 月 2 日施行、全 42 か条）、海岸管理法（2015 年 2 月 4 日施行、全 46 か条）とあわせて、国土の整備保全に関する基本法として制定された。気候変動に対応した国土の安全確保、自然環境と文化遺産の保全、合理的な国土開発、総合的な国土管理体制の構築等を立法目的とし、国及び地方レベルの国土計画の策定を義務付けている。国土計画の策定は、国土の永続的な発展の促進を基本原則とし、地域の特性に基づき、国土保全地区、海洋資源地区、農業発展地区、都市発展地区の 4 つに機能区分した上で、各区分を更に第 1 類から第 3 類まで 3 つの規制レベルに分ける。全国国土計画には、計画の範囲と期間、国土永続発展目標、国土発展管理戦略、国土防災戦略、復旧促進地域の画定原則等の明記が義務付けられた。また、国土永続発展基金の設置についても定めている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^98600399CC03A099600318978398196243184C439A196203>

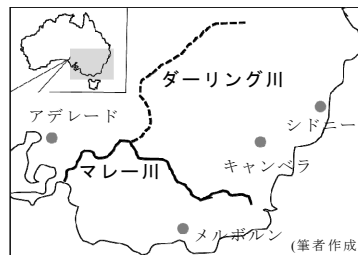
### 【オーストラリア】多国籍企業租税回避対策法

2015 年 12 月 11 日所得税査定法と課税行政法を改正する標記の法律が裁可された。全世界の活動から得る年間総所得が 10 億豪ドル（約 860 億円）以上で、国内で活動する企業・企業グループを「大規模世界事業体（significant global entity）」と定義し、これらに対し、①租税回避対策のため、あるスキーム（契約、取決め、合意等）が租税回避でないことの企業側の立証により厳格な説明を求め、②移転価格対策のため、国別報告（活動している全ての国における所得・税額）、その事業体の財務活動の詳細を記録したファイル、その事業体と他の国における取引のある事業体との間の個別の取引情報を記録したファイルの提出を求め、③租税回避スキームに対する行政罰として従来の 2 倍の租税回避査定額の 100%（悪質な場合 120%）を課すこととした。2016 年中に総選挙が予定されていることもあり、政府はさらに租税回避対策を強化する法案を用意し、野党労働党は②の国別報告を怠った企業に対する罰金の大幅増額法案を提出している。（前・海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ [http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bid=r5549](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=r5549)

### 【オーストラリア】連邦水法の改正

2015年10月連邦水法が改正された。水行政は憲法上各州の権限であり、各州により実施されることを基本とするが、大都市と大規模農作地帯を持つ南東部のマレー・ダーリング川流域については、主要水源である河川が複数の州にわたり、しばしば深刻な水不足を招く気候・環境のもとで、効率的な水利用、計画的な取水、水質保全などの観点から州を越えた管理運営が特に必要であることから、2007年に連邦水法を制定して、連邦が一定範囲で統一した管理を行っている。その内容は、連邦流域庁を設置し、流域計画、水資源計画を策定し、計画に基づいて設定される取水限度量や水取引に関するルール、州間協定に基づく州水資源分配計画等を実施するものである。今回の改正は、連邦政府の取水限度量の改定、特別会計を活用した施策の追加などを内容とする。(前・海外立法情報調査室・吉本 紀)



・ [http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bId=r5468](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5468)

### 【インドネシア】テロ対策法強化へ

インドネシア政府は、2016年1月14日にジャカルタで起こったテロ事件を受けて、反テロ法の強化に乗り出した。法案は、バリ島テロ事件の後に制定された2003年反テロ法の修正版で、2月前半にジョコ・ウィドド大統領が国民代表議会に提出した。政府関係者によると、法案は、諜報機関の報告やメールの送受信等通信情報に基づく逮捕、逮捕後30日間の拘留と6か月間の予防拘禁を認める。1998年のスハルト政権崩壊以後、予防拘禁が導入されるのは初めてとなる。このほか、テロリズムの定義を武器や化学物質の不法所持・売買に拡大し、テロ組織のメンバーや組織への勧誘者に最長7年の禁固刑を科すことを可能にする。また、外国でのテロ行為に参加したインドネシア国民は旅券をはく奪される。2016年2月までに、「イスラム国」に参加したインドネシア人は500人にのぼり、うち2割程度は帰国しているとされる。ルフト・パンジャイタン政治・法務・治安担当調整相によると、法案は2016年4月初旬にも成立する見込みである。(海外立法情報課・光成 歩)

・ <http://www.straitstimes.com/asia/se-asia/jakarta-to-pass-preventive-detention-laws-soon>

### 【タイ】新憲法案の発表

2016年1月29日、憲法起草委員会が新憲法の草案を発表した。各政党や有識者からは、首相選出基準、上院及び下院議員の選出方法、憲法裁判所の権限等について異論が噴出している。新憲法案によると、首相は各政党が総選挙前に公表する候補者から選出され、下院議員であることは要件でない。また、上院200議席は専門家・職業団体からの任命制で、公選制は廃止される。下院500議席は小選挙区(350議席)と比例代表(150議席)からなり、小選挙区での各政党の得票数を比例代表枠の算出に用いる「単記投票制」が採用される。さらに、政治混乱が起こった際の憲法裁判所の権限を変更する新条項が加えられた。憲法起草委員会は、政府機関や一般の意見を踏まえて3月29日までに最終版をまとめるとしている。憲法案では、新憲法の公布後、総選挙の実施前に選挙や汚職防止に関する10法案を制定することとしており、民政移管が2018年以降にずれ込むとの懸念を生んでいるが、暫定政府は2017年中に総選挙を実施すると強調した。(海外立法情報課・光成 歩)

・ <http://www.bangkokpost.com/news/politics/845268/draft-sparks-fear-election-will-be-delayed-until-2018>